

令和 6 年度九州農政局諫早市庁舎屋上防水工事

特別仕様書

九州農政局

第1章 総則

令和6年度九州農政局諫早市庁舎屋上防水工事の施工にあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（以下、「標仕」という。）及び同「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（以下、「改修標仕」という。）に基づいて実施する。

標仕及び改修標仕に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 工事場所

九州農政局諫早市庁舎 長崎県諫早市栄田町34-66

2. 工期

契約締結の日から令和7年3月21日とする。

3. 工事概要

本工事の概要は、諫早市庁舎屋上（2階建て）の防水工事を行うものである。

防水工事 1式

4. 工事数量

別紙1のとおり

第3章 施工条件

1. 庁舎屋上をポリマーセメント系塗膜防水により、3年程度の防水効果を保つように施工する。

2. 工事に使用する材料及び施工方法等については、製造元の仕様書等によるものとするが、これにより難しい場合は改修標仕（令和4年度版）によるものとする。ただし、改修標仕に規定されている項目以外は、標仕（令和4年度版）によるものとする。

なお、適用に当たっては監督職員の確認を受けるものとする。

3. 作業に当たっては、事前に監督職員と日程等について協議した上で実施するものとする。

4. 安全対策については、受注者が労働安全衛生法等に基づいて必要な措置を講じることとし、工事中に発生した事故については、受注者の責任において処理するものとする。

5. 工事の完成に際しては、受注者の機器、余剰資材、仮設物等の片付けを行うとともに、現場及び使用した範囲の清掃を行うものとする。

6. 現場発生材については、建設リサイクル法、資源有効利用促進法、廃棄物処理法その他関係法令等に基づくほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い適切に処理するものとする。

なお、処理方法等については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

7. 受注者は、工事終了後速やかに「完成通知書」を監督職員に提出するとともに、完成検査を受けるものとする。また、工事の完成に際して提出する「完成図書」には、工事実施前、工事実施中、工事完了後の状況を撮影した写真を添付することとする。

第4章 施工

1. 作業内容

別紙2-1～2、別紙3により、庁舎屋上の防水工事を行うものとする。

2. 一般事項

監督職員と日程及び作業時間帯について打合せの上、工程表を作成し提出する。

第5章 施工管理

1. 関係図書の作成及び提出

- 1) 工事写真については、着工前、工事中、完了後を適宜撮影し、A4版に貼り付けたものを作成し、監督職員に提出すること。

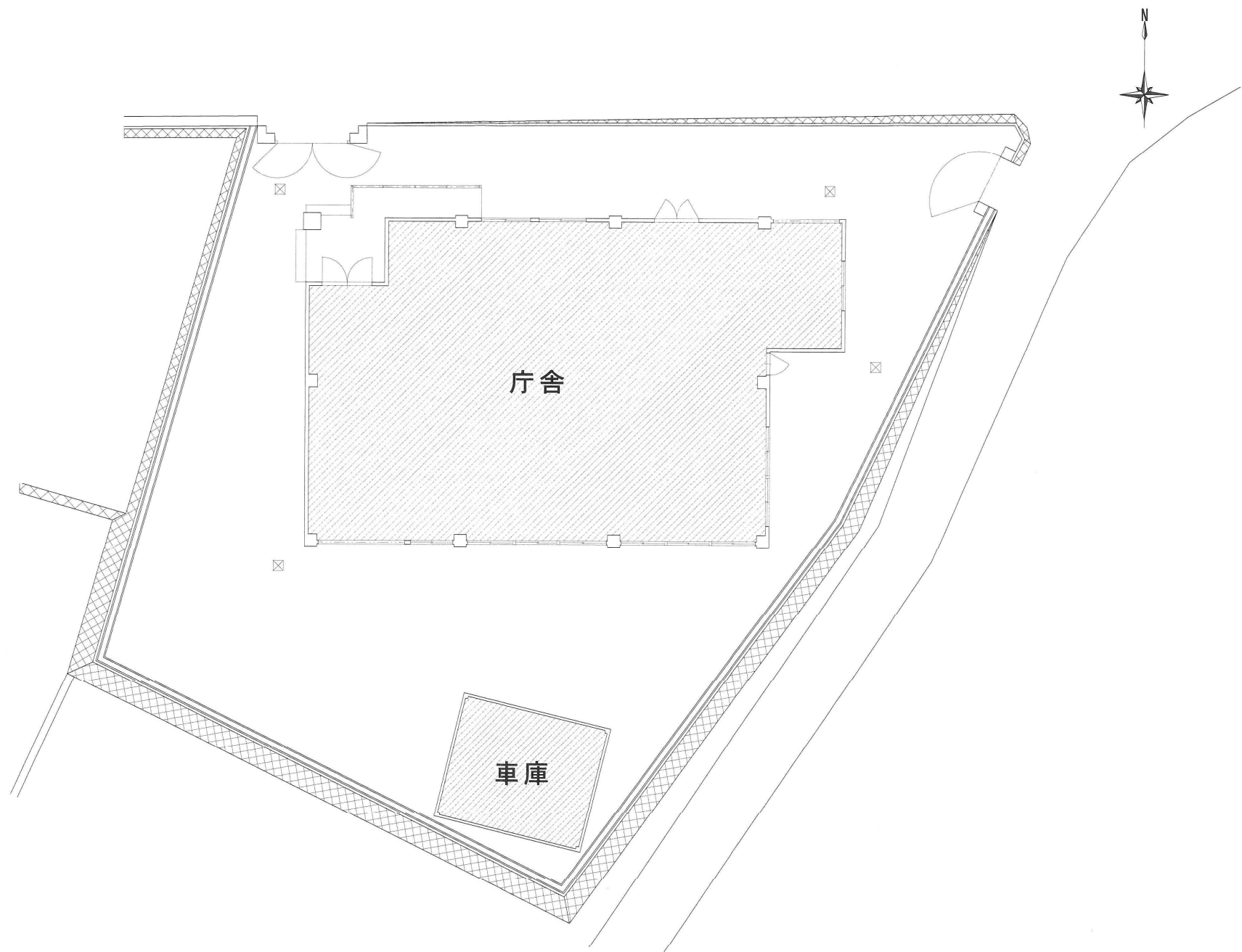
第6章 その他

1. 定めなき事項

この特別仕様書に定めなき事項、又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

工事数量表

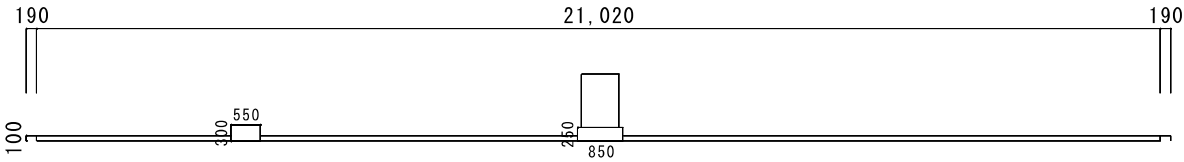
[illegible]



特記事項	変更事項		九州農政局諫早市庁舎屋上防水工事	図面番号



屋上 平面図



a 展開図

					現場名称	九州農政局諫早市庁舎屋上防水工事			図面No.
					図面名称	平面図	縮尺 1/100	年月日	

(別紙3)

庁舎入口外観



庁舎航空写真（グーグルマップより）



庁舎屋上（現況）



庁舎屋上（現況）

